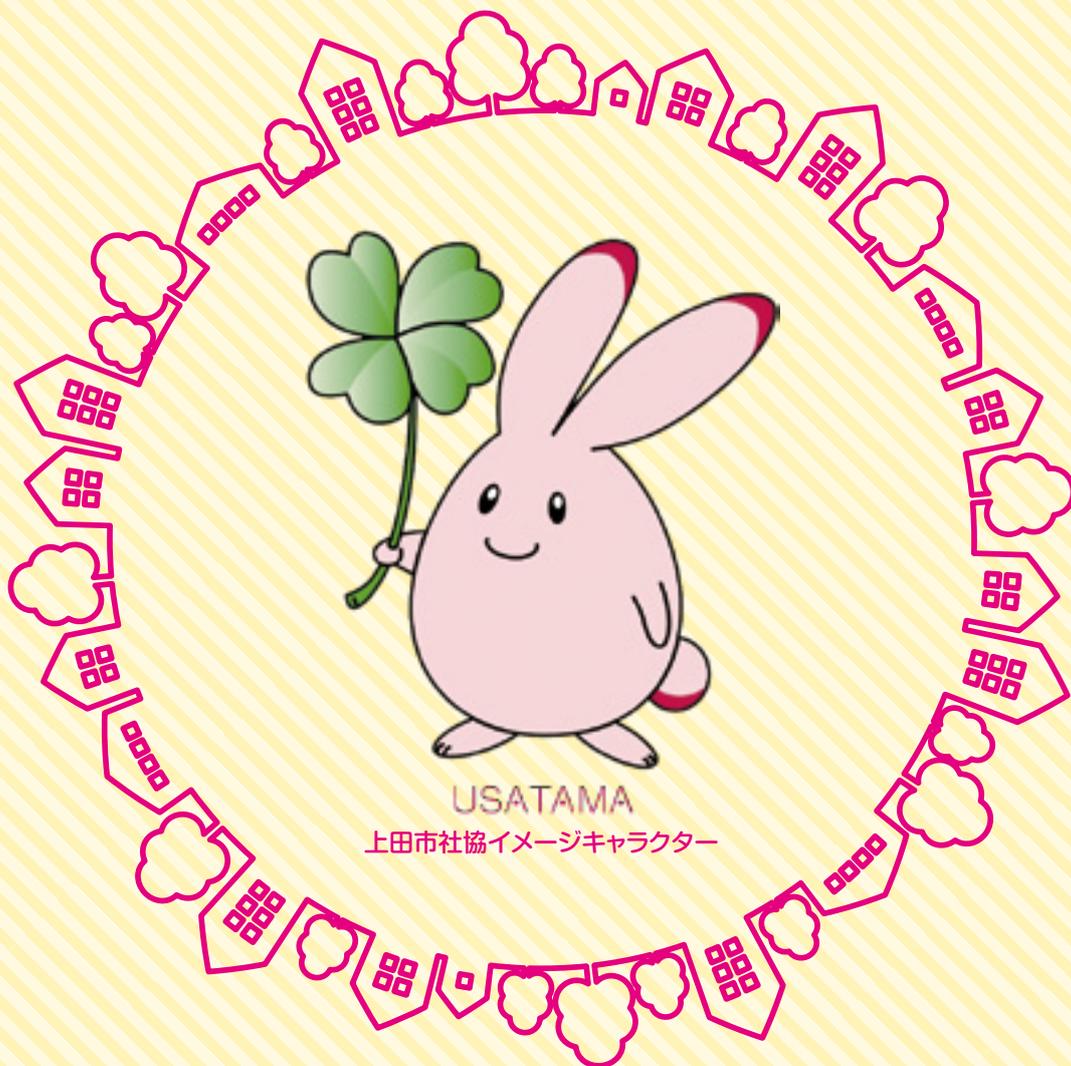


# こんにちは 社協です!



あったかい  
心あふれる  
協働のまち



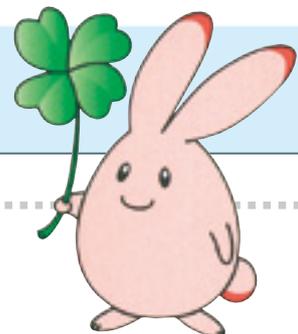
# ～ 目次 ～

「あったかい 心あふれる 協働のまち」……………	1
社会福祉協議会の使命、経営理念……………	1
共助の心を育て……………	2
支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会……………	2
上田市社会福祉協議会組織図……………	3

## 社協の主な事業

法人運営事業……………	4	相談事業……………	12
企画・広報事業……………	4	心配ごと相談	
社協お結びサポーター事業……………	5	結婚相談	
地域ふれあい事業……………	6	法律相談	
住民支え合いマップ……………	7	日常生活自立支援事業……………	12
ボランティア地域活動センター事業……………	8	生活福祉資金貸付事業……………	12
みまもり(声かけ)訪問事業……………	8	たすけあい資金貸付事業……………	12
有償在宅福祉サービス事業……………	8	児童館・児童センター事業……………	13
ご用聞きサービス		子育てひろば	
福祉移送サービス		(地域子育て支援拠点事業)……………	13
車いす・特殊寝台貸与事業……………	9	ファミリー・サポート・センター事業……………	13
希望の旅事業……………	9	地域包括支援センター……………	14
在宅介護者リフレッシュ事業……………	9	介護相談センター……………	14
赤い羽根共同募金運動……………	9	デイサービスセンター……………	15
“まいさぼ上田”		老人福祉センター事業……………	15
上田市生活就労支援センター……………	10	真田地域活動支援センター事業……………	15
上小圏域成年後見支援センター……………	11	受託施設の管理運営事業……………	15
		各施設案内……………	16、17
		会員会費制について……………	17

お問い合わせ先……………裏表紙



USATAMA

## 「あったかい 心あふれる 協働のまち」

上田市社会福祉協議会は「あったかい 心あふれる 協働のまち」を行動指針に、住民参加を基本とする誰もが安心して暮らせる社会を目指して様々な福祉活動を展開しています。

この行動指針には、地域福祉に対する熱い思いが込められています。自分たちが生まれ育った郷土で、高齢になっても、障がいを抱えても、隣近所で助け合いながらゆっくりと一緒に生きていくことのできる地域づくりを願ってやみません。

社協の出発点は、「**どんなに時代が変わろうとも、あくまでも住民の住民による、住民のための福祉団体であること**」が原点です。常に地域の課題をとらえ、住民のニーズに素早く対応することが必要です。

これからも社協は「**民間の社会福祉団体として、創意と工夫をこらした福祉経営を行いつつ、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性・公益性の高い民間非営利団体**」であることを念頭に、地域福祉を推進する中核的な団体として事業を推進してまいります。



## 社会福祉協議会の使命、経営理念

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加しています。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 使 命

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

### 経営理念

社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 住民参加と協働による福祉社会の実現
- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦



## 共助の心を育んで

ご近所での見守り活動をはじめ、ボランティア活動や企業・学校での福祉活動など、様々な形で住民レベルでの福祉活動が盛んになっています。

社会福祉協議会は、市民の皆さまに「社協会員」として一緒になって福祉活動に参画していただくという大きな特徴を持っています。

直接的な活動に参加できなかったとしても、社協会員という形を通して地域での福祉活動をみんなで支え合っているのです。

※市内の全世帯の皆さまに、社協会費のご協力をお願いしております。



## 支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

上田市社会福祉協議会では、地域の実情に応じた福祉課題や福祉ニーズに対応して、地域に根ざした福祉活動を展開するため、支部社会福祉協議会と地区社会福祉協議会を設置しています。

支部社協は、主に地域住民や自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員によって構成されており、自治会を単位とした活動となります。この支部社協の地区ごとのまとまりが地区社協となっています。地区社協は、支部社協ごとの課題をくみ上げ、地区全体の課題として協議する場となります。

この地域における住民レベルでの福祉活動が社協活動としての大きな原点となります。

### 支部社会福祉協議会

自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、各種団体の代表者

- ◇自治会（支部社協）単位での地域福祉活動の推進
- ◇福祉講座や健康講座の開催
- ◇環境整備や見守り活動
- ◇広報活動 など

支部 支部 支部 支部 支部

課題

### 地区社会福祉協議会



支部社協の代表者

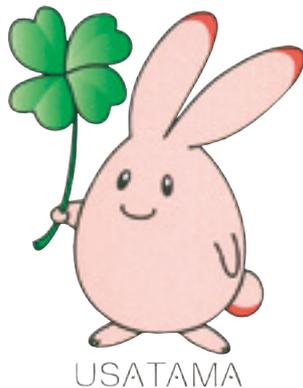
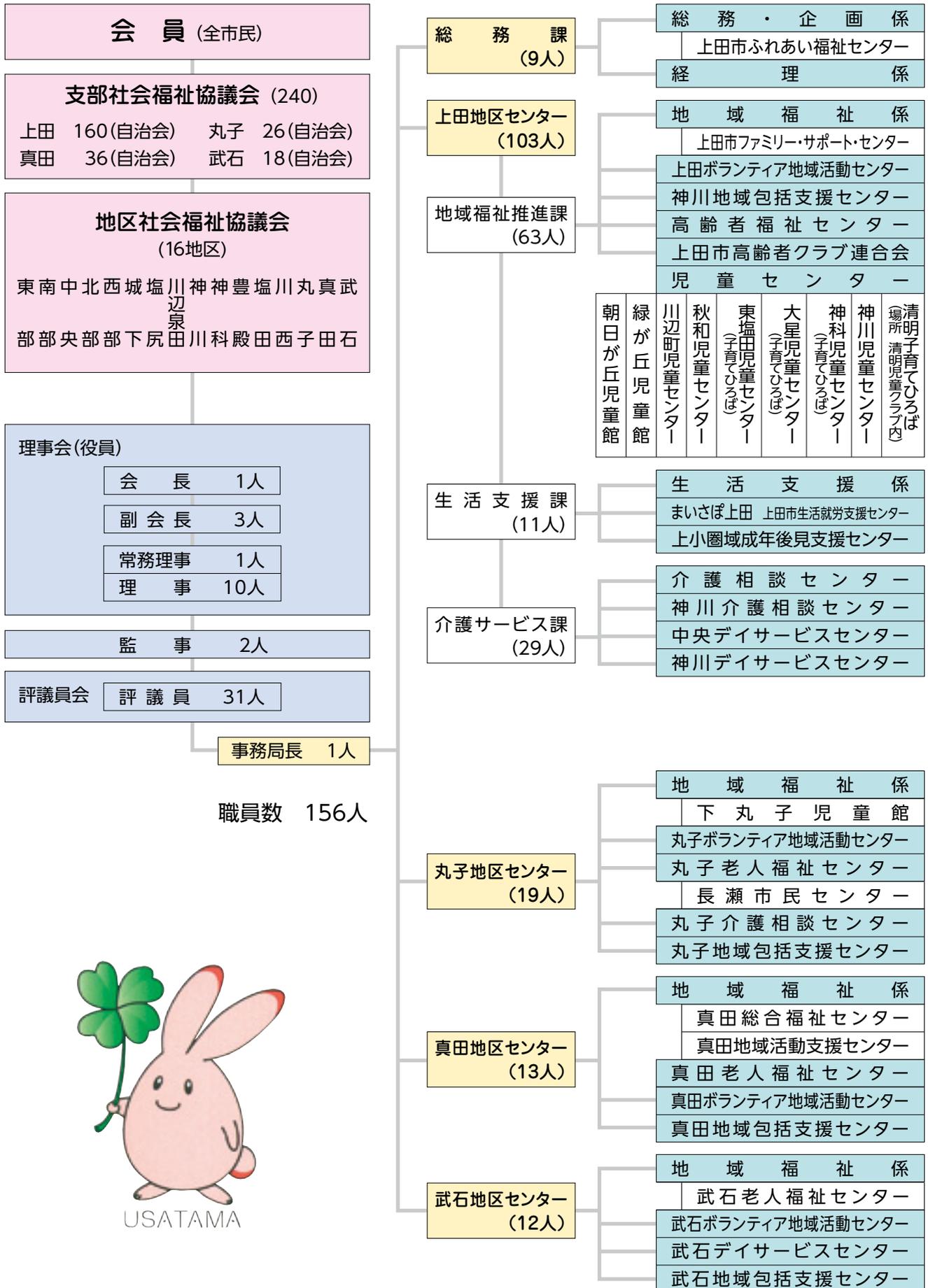
- ◇住民会議の開催
- ◇地域における関係機関との連携
- ◇視察研修
- ◇調査及び研究活動 など

課題の解決に向け  
協議・提案・活動

組織体制、事業活動の支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカー、社協お結びサポーター、地区担当職員を配置

上田市社会福祉協議会

# 上田市社会福祉協議会組織図



## 法人運営事業

住民の社会福祉に関する要求（ニーズ）を的確にくみ上げ、住民とともに活動し、広く社会福祉活動が進展するための基本的活動を次のように行っています。

- 調査活動
  - ・ 社会福祉に関する調査（住民ニーズの把握）
- 組織活動
  - ・ 地域組織の確立と地区住民会議（地区活動の開催）
  - ・ 地域組織の確立と助け合い活動の展開
  - ・ 地区社協組織の充実
  - ・ 支部社協組織の確立と事業活動の推進
  - ・ 社協会員の加入促進と法人・団体会員の拡大
  - ・ 上田市高齢者クラブ連合会・上田地域福寿クラブ連合会の事務局運営と事業活動の推進
- 大会・研修会の開催
  - ・ 上田市社会福祉大会の開催
  - ・ 視察研修会
  - ・ 福祉推進委員研修会
  - ・ 職員研修会



上田市社会福祉大会



上田市社会福祉協議会福祉推進委員研修会

## 企画・広報事業

事業や福祉推進に関する調査研究を行うと共に福祉関係情報の収集及びその広報PRに努めています。

- 広報活動
  - ・ 広報紙「社協うえた」の発行（隔月）
  - ・ 社協ホームページによる事業PR
  - ・ 社協出前講座の実施
  - ・ エンディングノート「絆」の発行・販売、書き方セミナーの実施
  - ・ うさたまグッズの作成



社協ホームページ



エンディングノート「絆」



うさたま  
クリアファイル

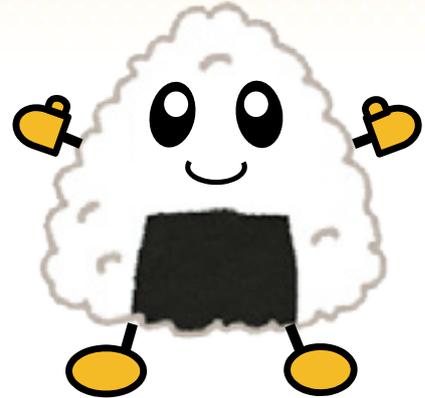


広報紙「社協うえた」

## 社協お結びサポーター事業

少子高齢に象徴される人口構造の変化から、地域社会の中では、さまざまな福祉課題が顕在化しています。今後ますます必要とされる住民同士によるふれあい、支え合いの仕組みづくりをお手伝いするために、平成28年度から「社協お結びサポーター」を配置しました。

お結びサポーターは地域の福祉ニーズは何か、どんな福祉サービスが必要かを一緒に考え、人と人を結ぶ、人と地域を結ぶ、人と機関を結びつけるお手伝いをします。



### 社協お結びサポーターは

- 1 自治会の特性を活かした福祉活動を進めるサポートをします。
- 2 どんなに時代が変わっても福祉の担い手が変わっても自治会の福祉活動が継続・発展するような仕組みをつくって行きます。
- 3 自治会で取り組んでいる地域ふれあい事業の中から必要な課題を見出し実践するサポートをします。



**温かい手で握ってくれた温もり感、  
手作り感あふれる“おむすび”を  
イメージしました。**

地域での催し物等にお伺いし、地域の皆さんの声をお聴きしていきます。その自治会で必要としている事業や新たな支え合いの仕組みづくりをお手伝いできるよう、地域の皆さんと共に考え活動していきます。

※平成30年4月現在、豊殿、城下、丸子、真田、武石地区で計6人のお結びサポーターが活動しています。  
今後も配置地区拡大を目指していきます。

## 地域ふれあい事業(市補助事業)

地域ふれあい事業は、地域の特性に応じた住民参加による交流や助け合い活動等を通して、明るく活力ある地域を創造することを目的としています。

自治会役員や民生委員・児童委員をはじめ、福祉推進委員、健康推進委員、福祉関係者の皆さまと協力し連携しながら、子どもから高齢者、障がい者を含めた幅広い地域福祉推進のための事業が支部社会福祉協議会(自治会)単位で行われています。



ふれあいカフェ

世代間交流の中で子育て支援講座も開催

### 地域がつながるために

どんな状態になっても、住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けるためには、住民同士の支え合い、人と人とのつながり、人と地域のつながりが重要です。

地域ふれあい事業と住民支え合いマップを一体的に取り組み、地域の中のつながりを確認することが、地域の人をつなげて地域福祉を推進するために大切となります。

### ●各地区の主な取り組み例

- ・ 敬老会
- ・ 会食会
- ・ 世代間交流
- ・ 福祉講座／健康講座
- ・ スポーツ交流会
- ・ 文化伝承
- ・ 環境整備
- ・ 友愛訪問
- ・ 子育て支援
- ・ 見守り／パトロール
- ・ 配食サービス
- ・ サロン 等



スクエアステップ  
高齢者健康教室を開催

### 地域ふれあい事業の推進役「福祉推進委員」



福祉推進委員は、原則として支部社協(自治会)単位に1人上田市社会福祉協議会長が委嘱しています。

2年間の任期を通して、自治会役員や民生委員・児童委員をはじめ福祉関係の皆さまと協力し連携を図りながら地域住民が福祉活動に参加しやすい土壌や基盤づくりを行っていただきます。

真田地区では、民生委員・児童委員、福祉推進委員のサポート役として「福祉委員」が配置されています。任期は福祉推進委員同様2年間です。

# 住民支え合いマップ

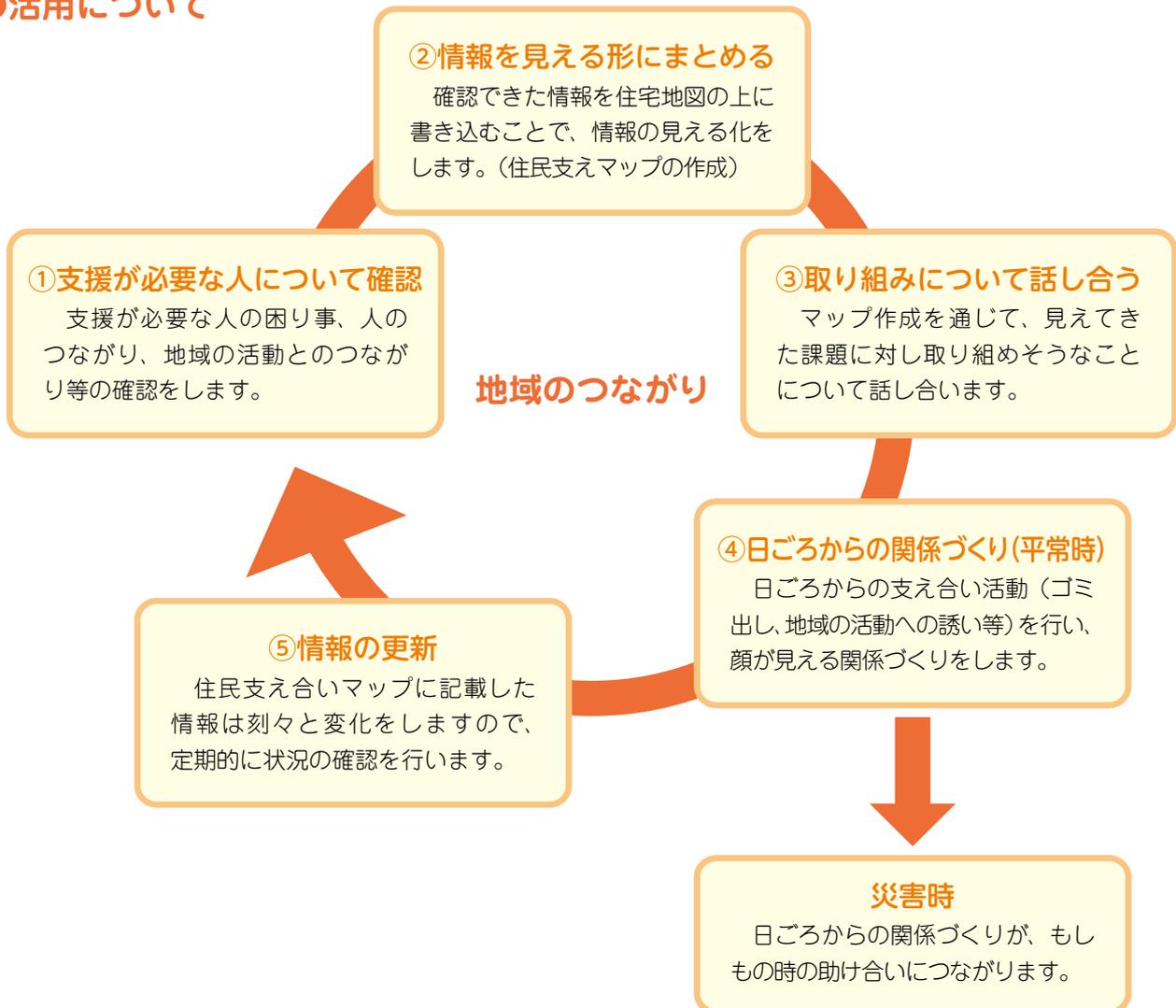
近年、少子高齢化、人口減少や核家族化の進行等により、地域住民のつながりが希薄になっています。住民支え合いマップは、災害時の支援と日ごろの地域での支え合い活動、共助の仕組みづくりに活用していただくことを目的としています。

## ●支援班について

住民支え合いマップを災害時の支援や日ごろからの地域をつながり作り、地域の課題解決に向けた取り組みにつなげていくためには、中心となって取り組む人たちの組織化が必要です。

構成員としては、自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自主防災組織役員、消防団員、日赤奉仕団員、ボランティア等が想定されますが、自治会の実情に合わせて組織化をすることにより、情報の共有がしやすくなり、地域の福祉力が高まります。

## ●活用について



## ●住民支え合いマップの更新について

住民支え合いマップに記載した情報は、定期的に(少なくとも年1回)更新を行うことが必要です。更新作業の詳細につきましては、社協各地区センターまたは各自治センターへお問合わせください。

## ボランティア地域活動センター事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的に、活動に関する「相談」や「広報啓発」、「育成援助」と「活動のできる場」を提供し、必要な連絡調整を行います。

- 相談
  - ・ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援を必要とする人のための相談
- 広報啓発
  - ・ボランティア活動に関する情報の提供と啓発活動
- 育成援助
  - ・福祉体験、ボランティア体験企画
  - ・各種講座の開催
- 活動できる場の提供
  - ・活動先の紹介
  - ・ボランティアを必要とする個人や施設等からの要望を受け、活動希望者との調整

活動上の不慮の事故に備えて、  
ボランティア活動保険への加入を  
随時受付けています。



## みまもり(声かけ)訪問事業 (丸子地区)

少子高齢化、核家族化社会の中で、一人での暮らしや健康に不安をかかえている高齢者世帯が、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、ボランティアによるみまもり声かけ訪問を行います。

- 対象者は
  - 65歳以上の方のみの世帯または同居されていても日中一人になる方で、介護保険サービスを利用されていない方



## 有償在宅福祉サービス事業

住民参加型の有償在宅福祉サービス事業は、市内にお住まいの高齢の方や障がいのある方が日常生活において援助が必要な時、地域住民の助け合いにより住み慣れた地域と自宅で安心して暮らせるように、「ご用聞きサービス」や「福祉移送サービス」を有償で提供し生活を支援します。

### ご用聞きサービス

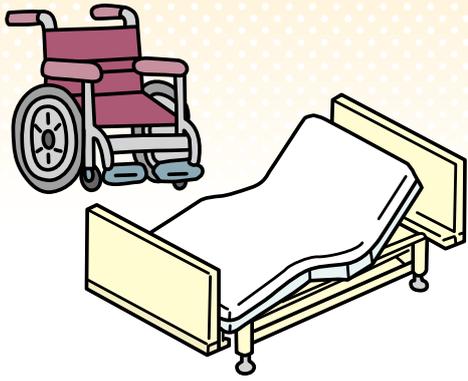
日ごろの生活の中で感じている困りごとを住民同士の助け合いにより支援します。

- サービス内容
  - 「ゴミ出し」や「買い物」など、軽易な日常生活のお手伝いをします。
- 利用方法
  - この事業の利用希望者は「利用会員」、また協力してくださる方は「協力会員」として登録していただきます。
- 利用料
  - 30分あたり200円。その他、交通費が必要となります。
  - ※材料費などについては自己負担となります。

### 福祉移送サービス

日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な方(条件があります)に対して、スロープ付きの車いす対応の福祉車両で送迎を行います。

- サービス内容
  - 上田市内を出発地または到着地とし、原則として隣接の市町村まで送迎します。
- 利用方法
  - 「要介護」状態、あるいは「障がい者手帳」の交付を受けており、単独行動の困難な方を対象として、利用会員として登録していただきます。
- 利用料
  - 30分・10kmまで500円。詳しくは、社協各地区センターまでお問い合わせください。



## 車いす・特殊寝台貸与事業

上田市在住の高齢の方や身体に障がいのある方、または一時的に歩行や日常生活を営むことが困難になった方に対し、診療、外出等に必要の場合に車いすや特殊寝台を一定期間無料で貸与します。

### ●利用できる方は

介護保険等、各種制度での福祉用具等の貸与対象外の方。病気やケガの回復まで、車いすは1カ月、特殊寝台は3カ月を限度としてご利用できます（必要により延長できます）。



## 希望の旅事業

日ごろ、旅行に出る機会が少ない在宅の重度障がい者の方に、社会交流の場とレクリエーションの機会をつくり、その体験を通じてより生きがいを高めることを目的に1泊2日、または日帰りの旅行を実施しています。

●対象者…在宅の重度障がい者（対象者は介護者と共に申し込みを行うことが必要となります。）

## 在宅介護者リフレッシュ事業 (市受託事業)

高齢者を介護している家族の心身の元気回復（リフレッシュ）を図ることを目的に、介護から一時的に開放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを通して介護者相互の交流会等を実施しています。

●対象者…在宅において要介護者を介護している方



## 赤い羽根共同募金運動

愛ちゃん と 希望くん



赤い羽根共同募金運動は戦後の混乱した経済社会状況の中、「国民たすけあい」の精神を基に始められ、民間社会福祉事業の経済的基礎を確立する上で大きく貢献してきました。

現在、共同募金にお寄せいただく善意は、民間社会福祉施設や団体にとって貴重な活動財源になっており、地域福祉の向上に役立てられています。

毎年10月1日から各都道府県共同募金会が主体となって全国一斉に展開される共同募金運動に上田市社協も積極的に協力しています。

### 赤い羽根共同募金を活用した社協の主な事業

- 地域ふれあい事業（市内240自治会で行う事業）
- 住民支え合いマップ作成事業
- 社会福祉普及校事業（小・中・高校での福祉活動の支援）
- 子育て支援事業（親子ベビーダンス教室やママのヨガ講座等）

集められた募金は  
自分達の地域で  
使われます



- 上田地区共同募金会
- 丸子地区共同募金会
- 真田地区共同募金会
- 武石地区共同募金会

戸別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、職域募金等で集められる

### 上田市共同募金委員会

地区ごとの募金をとりまとめる

### 長野県共同募金会

県全体の募金をとりまとめ配分する

助成金の交付

- 上田市社会福祉協議会の事業
- 公募団体の活動助成

それぞれ地域の福祉にかかわる活動に使われます

経済的に困りの方、一人で悩まず、まずはご相談ください。

～新たな一歩に向けて、一緒に解決の道を探します～

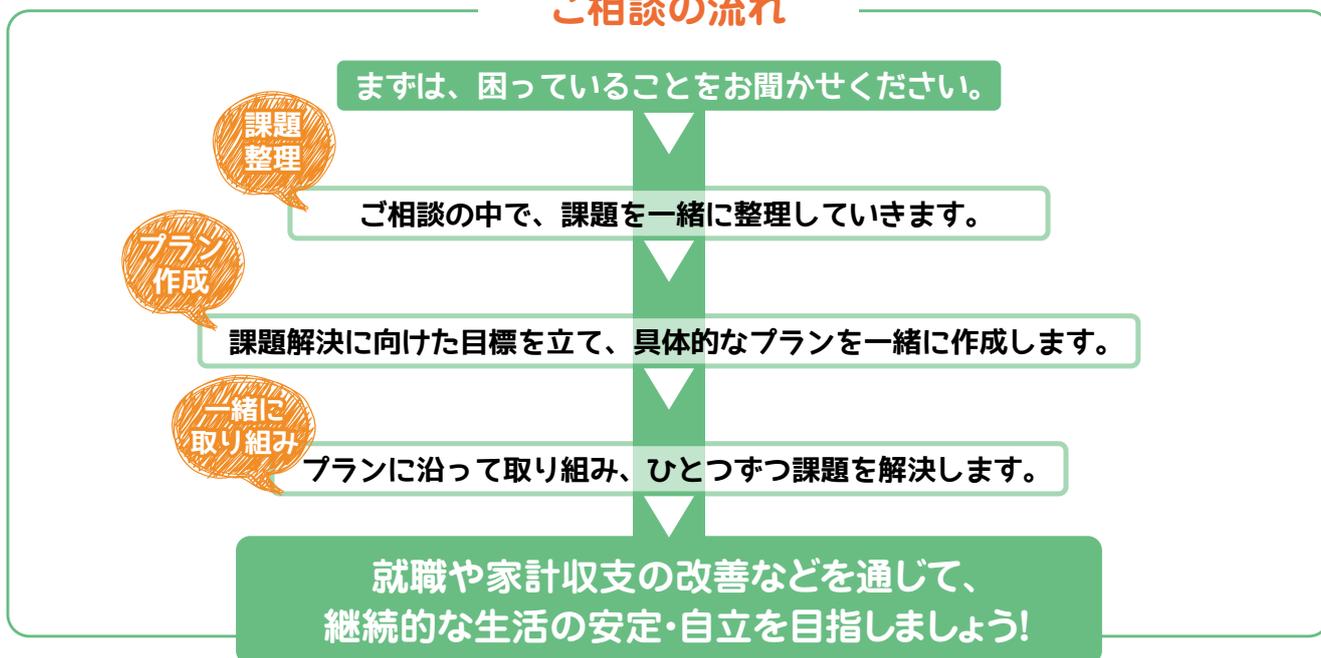
### 自立相談支援事業

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えている場合はご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら、他の専門機関と連携して自立に向けた支援を行います。

### 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

### ご相談の流れ



### 相談に関するQ&A

Q 相談できる人はどんな人？

A 上田市にお住まいで、経済的に困りの方なら、どなたでもご相談できます。ただし、生活保護受給中の方は対象外です。

Q 相談に費用はかかりますか？

A 相談については一切無料です。安心してお出かけください。



Q 仕事のあっせんはしてくれますか？

A 仕事のあっせんは行いませんが、「まいさぼ」の職員とハローワークが連携して仕事さがしをサポートします。

Q お金の支給はありますか？

A 失業等をされ住居を失うおそれのある方を支援する制度があります。支給には条件がありますのでご相談ください。

# 上小圏域成年後見支援センター（4市町村受託事業）

上小圏域（上田市・東御市・長和町・青木村）にお住いの方を対象に、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度などの利用支援を行います。



**本人・家族・親族で、契約・財産管理等に不安を感じたら、まずはご相談を！**

## 次のような業務を行っています。

**相談は無料です。また、訪問による相談も行っています。**

- 成年後見制度の普及、啓発 …………… 成年後見制度を理解してもらうため、普及・啓発活動を行います。
- 制度利用に関する相談、アドバイス …… 電話や窓口で成年後見制度や、その利用方法について相談をお受けします。
- 専門職との連携による制度利用の促進 …… 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携、調整、協働し、制度利用の促進を図ります。
- 申立て申請手続き支援 …………… 関係機関と協力しながら申立てから制度利用まで、総合的な支援を行います。
- 法人後見人の受任 …………… 法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行います。
- 市民後見人の養成 …………… 「地域で判断能力が不十分な方を支え、権利を守る」社会貢献活動の担い手である市民後見人を養成します。

## 成年後見制度とは…

判断能力が不十分な方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与え本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

法定後見制度	類 型	判断能力の状態
〔法定後見の内容〕 すでに判断能力がない、あるいは不十分な状態のために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合に利用する制度です。判断能力の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。	後 見	契約や財産管理についてほとんど常に適切な判断ができない状態
	保 佐	日常生活では何とか自分で判断できますが、不動産の売買などの大きな契約はできない状態
	補 助	ほとんどのことは自分でできますが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人のためには他人に援助してもらった方が良い状態

## 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、金銭や生活に関することを自分の代わりに行ってくれる人（任意後見人）とその内容を予め決めておく制度です。

## 相談事業

複雑化する社会から生じる様々な生活上の問題に対しての相談に応じる必要がますます高くなっています。社協の相談事業は、どんな悩みでも、だれでも、いつでも、気軽に相談できる安心のネットワークの一環として、秘密厳守、相談はすべて無料で相談者と共に考え、良い解決方法が見つかることを願って実施しています。

### ●法律相談事業

弁護士による様々な法的な悩みを解決する無料の法律相談です(予約制)。

### ●心配ごと相談事業

全市民を対象に様々な相談に応じ、関係機関と連絡を密にして、問題の解決に努めます(介護、福祉サービス、家庭内の問題等)。

### ●結婚相談事業

上田市社会福祉協議会では、独身男女の出会いを提供するお手伝いとして結婚相談や、婚活パーティーなどを行っています。上田地区と丸子地区の2カ所で相談を行っており、どちらの窓口でも登録を受け付けています。登録・相談いずれも無料です。

また、県内広域での紹介を希望される方は「ながの結婚マッチングシステム」への登録も受け付けています。こちらは、登録料5,000円が必要です。

## 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

認知症の高齢者、知的または精神に障がいがある方で、判断能力が不十分なため、日常生活での福祉サービスの利用の仕方や、金銭管理等がうまくできない方を対象とした支援事業です。

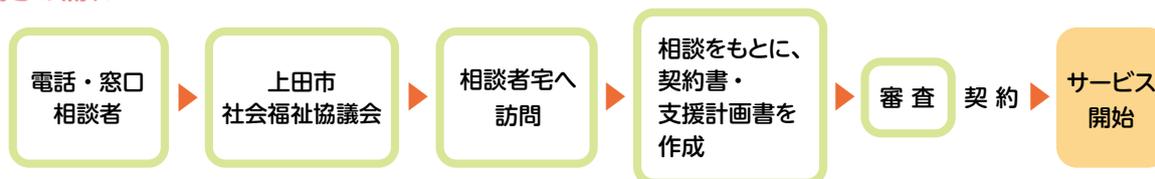
### ●支援の内容

- ・福祉サービスの利用援助／福祉サービスに関する情報提供や紹介・助言、このほかサービス申込みの手続きの代行や同行などを行います。
- ・金銭管理サービス／一定額の預貯金の出し入れや公共料金・福祉サービス利用料の支払い、年金手当等の受領確認を行います。
- ・書類等預かりサービス／預金通帳、権利証書、保険証書、実印、銀行印等の書類などを安全に保管します。

### ●ご利用料金について

- ・利用に関する相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ・契約後、生活支援員がお手伝いするときに利用料と交通費がかかります。
  - 利用料:1時間 1,000円
  - 交通費:1km 20円※生活保護を受けている世帯は無料です。

### ●手続きの流れ



## 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に次の貸付を行っています。

### ●資金の種類

- ①総合支援資金
- ②福祉資金
- ③教育支援資金
- ④不動産担保型生活資金

### ●貸付対象者の条件(資金の内容により若干の違いがあります)

- ・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で、貸付を行うことで**自立更生が見込まれる世帯**です。
- ・借受人は原則として65歳未満の方で、債務返還が十分に見込まれる60歳以下の連帯保証人が必要です。(親族優先)
- ・貸付には審査があり、**他の制度が利用できる場合は、他の制度が優先されます。**

## たすけあい資金貸付事業

この資金は、要保護世帯又はこれに準ずる世帯に対し、応急救護のために貸付けを行い、世帯更生の促進を図り、地域社会の福祉増進を図ることを目的に実施しています。

### ●貸付金額 一件5万円以内



## 児童館・児童センター事業(指定管理事業)

地域の児童に健全な遊びの場を与え、個別的または集団的な指導により児童の健全な育成を図ることを目的としています。

地域の皆さんの交流の拠点として、読み聞かせや囲碁・将棋、手芸や工作の補助など多くのボランティアに支えられ市内全9館(朝日が丘、緑が丘、川辺町、秋和、東塩田、大星、神科、神川、下丸子の児童館・児童センター)の運営を行っています。

各館では、充実した遊びや運動が楽しめるよう、年間を通して様々な取り組みをしています。

また、小学校から直接来館する下校途中の利用もできます。

### ●利用できる方は

市内に居住する18歳未満の方(幼児は保護者同伴)



## 子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)(市受託事業)

子育てに関する様々な問題に対して、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができることを目的に、地域における子育て支援拠点として、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供を行います。子どもを遊ばせながらお母さん同士が交流し、情報交換ができる場所(大星、神科、東塩田、清明子育てひろばの4カ所)です。

また、毎月親子で楽しめる様々な講座を企画しています。

### ●利用できる方は

- ・未就園児の親子  
(お子さんだけのご利用はできません。)

### ●主な活動内容は

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施



## 上田市ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

上田市ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、子育ての相互援助を有償で行う会員組織です。

### ●主な助け合い内容

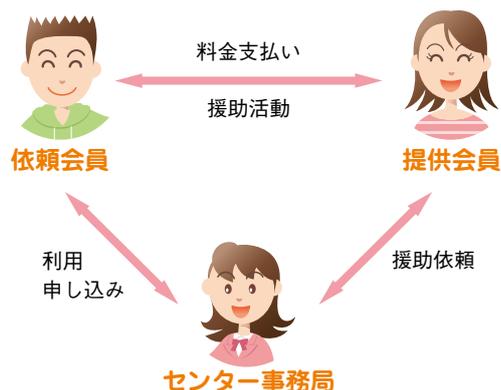
- ・保育所、学童保育への送迎や前後の子どもの預かり
- ・保育所、学校等休みの時の子どもの預かり
- ・保護者の外出(通院、他の子の学校行事)の場合の子どもの預かり等

### ●利用会員について

- ・**依頼会員**  
上田市在住又は上田市内に勤務している人で、おおむね生後3カ月～12歳の子どもをお持ちの人
- ・**提供会員**  
上田市在住で心身ともに健康で乳幼児及び児童の保育に熱意がある人
- ・**両方会員**  
依頼・提供会員の両方をできる人

### ●利用料

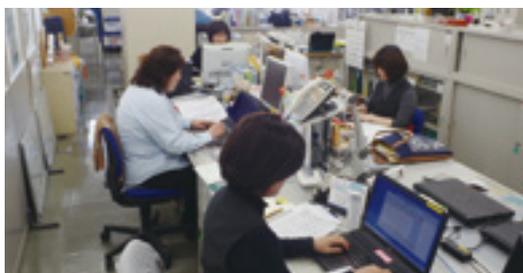
- ・月曜日～金曜日 7時～19時 1時間 600円
- ・土日祝日及び平日上記時間外 1時間 700円



## 地域包括支援センター(市受託事業)

地域包括支援センターは、地域住民が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談に応じる機関です。

専門職員として社会福祉士、保健師または看護師、主任介護支援専門員が配置され、地域住民の「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業」などの業務を行います。



### ●総合相談

・相談を受け、地域住民にとって必要なサポートや制度を紹介します。

### ●包括的・継続的ケアマネジメント

・介護支援専門員への相談・助言等  
・地域ケア会議の実施

### ●権利擁護

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の早期発見・対応、消費者被害の防止等

### ●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

・要支援者のケアマネジメント  
・要介護や要支援状態になる恐れがある対象者の把握  
・地域における介護予防事業  
・介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメント

※地域包括支援センターは市内に全10カ所あり、社協では内4カ所(神川、丸子、真田、武石)の事業所を運営しています。



## 介護相談センター事業

介護保険に関わる各種申請の代行や介護サービスを利用する際に相談窓口となる事業所です。利用される方やご家族が居宅において、安心・安全に生活ができるよう居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、適切なサービスが受けられるように、提供事業者と連絡・調整します。

### ●プランの作成やサービス調整

ケアマネジャー(介護支援専門員)が常勤し、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそって、ケアプランを作成したり、様々な介護サービスの連絡・調整などを行います。

また、介護サービス(介護保険適用)だけではなく、介護保険外の社会資源等の紹介など、ご相談やお悩みに対し専門的な観点から対応します。

ケアプランの作成や相談での利用料はかかりません。

※社協では、ふれあい福祉センター、神川、丸子の3カ所で介護相談センターを運営しています。

### ●利用できる方は

要介護1~5と認定されている方です。



## デイサービスセンター事業



デイサービスでは、介護支援が必要な方等が、できる限り在宅で自立した日常生活が送れるよう、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図るお手伝いをします。また、その家族の身体的、精神的な負担を軽減できるよう下記のようなサービスを提供します。

### ●サービス内容は

通所介護サービス計画により、次のサービスを行います。

- ・送迎サービス
- ・給食サービス
- ・入浴サービス
- ・生活相談
- ・日常動作訓練
- ・レクリエーション
- ・季節行事への参加（四季折々の花見）
- ・外出支援（外食、買い物）



※社協では、中央、神川、武石の3カ所のデイサービスセンターを運営しています。

## 老人福祉センター事業 (指定管理事業及び市受託事業)



大勢の参加者で賑わう高齢者福祉センターでの  
高齢者文化祭の様子

健康増進、教養文化の向上、各種レクリエーション、そして憩いの場として利用できる老人福祉施設です。また、「仲間づくり、健康づくり、生きがいがづくり」を目標に、修業年限3年間の上田市高齢者学園を運営しています。

### ●主な事業

- ・生きがいと仲間づくりの「クラブ活動」の推進
- ・各種会合等の施設運用
- ・入浴場管理
- ・「上田市高齢者学園」の運営
- ・1年間のクラブ活動の集大成である「高齢者文化祭」の開催

### ●利用できる方は

市内在住の60歳以上の方

※社協では、上田市高齢者福祉センター、丸子・真田・武石老人福祉センターを運営しています。

## 真田地域活動支援センター事業 (市受託事業)

真田地域活動支援事業は、高齢の方や障がいのある方が生産意欲を持って健康で楽しく働き、社会生活の適応性を高めるための活動を行っています。

現在は木彫を行い、制作した作品は上田市社会福祉大会をはじめ、地域のイベント等に出向き展示即売をしています。

### ●利用できる方は

市内在住の60歳以上の方や障がいのある方



## 受託施設の管理運営事業

総合福祉センターをはじめ、上田市からの各種受託施設の管理運営に努め、利用促進を図っています。

# 施設案内



## 真田



## 武石



## 会員会費制について

～社協が行う福祉活動は市民の皆さまによって支えられています～

社会福祉協議会の運営は、市民の皆さまからの会費、寄付金、県・市からの補助金や委託料でまかなわれています。

社協会費の納入は事業費としての目的だけではなく、広く市民の皆さまに福祉にご賛同いただき、社協の行う福祉活動を支え、一緒に参加していただくことと同じ意味を持っています。今後も皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、会費（普通会費・特別会費分）の納入につきましては、地区・支部社協を通じてご協力をお願いしております。

**【普通会費】** 年額 ー□ 500円

市内の全世帯にお願いしています。

**【特別会費】** 年額 ー□ 1,000円

社協事業に賛同してくださる方にお願いしています。

**【団体会費】** 年額 ー□ 1,000円

社協事業に賛同してくださる団体、施設にお願いしています。

**【法人会費】** 年額 ー□ 5,000円

法人・個人を問わず社協事業に賛同してくださる企業、事業所にお願いしています。

※ご納入いただきました普通会費は、納付額の15%を各地区社協での福祉活動の財源として還元させていただいております。

# お問い合わせ先

## 社協地区センター

上田地区センター Tel 27-2025 Fax 27-2500  
丸子地区センター Tel 42-0033 Fax 42-0034  
真田地区センター Tel 72-2998 Fax 71-5740  
武石地区センター Tel 85-2466 Fax 85-2471

## ボランティア地域活動センター

上田ボランティア地域活動センター Tel 25-2629 Fax 27-2500  
丸子ボランティア地域活動センター Tel 43-2566 Fax 43-2566  
真田ボランティア地域活動センター Tel 72-2998 Fax 71-5740  
武石ボランティア地域活動センター Tel 85-2466 Fax 85-2471

## “まいさぼ上田”上田市生活就労支援センター

Tel 71-5552 Fax 27-2500

## 上小圏域成年後見支援センター

Tel 27-2091 Fax 27-2500

## 介護保険施設等

介護相談センター Tel 25-2637 Fax 27-8138  
神川介護相談センター Tel 29-1255 Fax 29-1253  
丸子介護相談センター Tel 43-1185 Fax 42-0034  
中央デイサービスセンター Tel 22-4126 Fax 22-4126  
神川デイサービスセンター Tel 21-1155 Fax 29-1253  
武石デイサービスセンター「やすらぎ」 Tel 85-2466 Fax 85-2471  
神川地域包括支援センター Tel 29-2266 Fax 29-2260  
丸子地域包括支援センター Tel 42-0015 Fax 42-0034  
真田地域包括支援センター Tel 72-8055 Fax 71-5740  
武石地域包括支援センター Tel 41-4055 Fax 85-2471

## 各種福祉センター

上田市ふれあい福祉センター Tel 27-2025 Fax 27-2500  
上田市高齢者福祉センター Tel 22-4119 Fax 22-4089  
上田市丸子老人福祉センター Tel 42-5122 Fax 42-5122  
上田市長瀬市民センター Tel 42-5122 Fax 42-5122  
上田市真田総合福祉センター Tel 72-2998 Fax 71-5740  
上田市真田老人福祉センター Tel 72-3877 Fax 71-5740  
上田市真田地域活動支援センター Tel 72-2998 Fax 71-5740  
上田市武石老人福祉センター「寿楽荘」 Tel 85-2214 Fax 85-2471

## 上田市高齢者クラブ連合会

Tel 23-2387 Fax 23-2387

## 上田市ファミリーサポートセンター

Tel 21-3016 Fax 21-3016

## 児童館・児童センター

朝日が丘児童館 Tel 25-0849 Fax 25-0849  
緑が丘児童館 Tel 25-0444 Fax 25-0444  
川辺町児童センター Tel 25-2945 Fax 25-2945  
秋和児童センター Tel 25-6011 Fax 25-6011  
東塩田児童センター Tel 38-9150 Fax 38-9150  
大星児童センター Tel 27-5610 Fax 27-5610  
神科児童センター Tel 25-2055 Fax 25-2055  
神川児童センター Tel 21-1156 Fax 21-1156  
下丸子児童館 Tel 42-0033 Fax 42-0034  
大星子育てひろば Tel 27-5610 Fax 27-5610  
神科子育てひろば Tel 25-2055 Fax 25-2055  
東塩田子育てひろば Tel 38-9150 Fax 38-9150  
清明子育てひろば Tel 22-2252 Fax 22-2252



社会福祉法人

上田市社会福祉協議会



〒386-0012 長野県上田市中心三丁目5番1号(上田市ふれあい福祉センター内)

●Tel 0268-27-2025 ●Fax 0268-27-2500

●URL [www.ueda-shakyo.com](http://www.ueda-shakyo.com) ●E-mail [ueda.shakyo@ueda-shakyo.or.jp](mailto:ueda.shakyo@ueda-shakyo.or.jp)

このパンフレットは市民の皆さまからの社協会費で作られています